

平成十九年六月十五日受領  
答弁第三五三号

内閣衆質一六六第三五三号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「泳ぐ鴨」の消失に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「泳ぐ鴨」の消失に関する  
質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「泳ぐ鴨」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「泳ぐ鴨」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答え  
することは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「泳ぐ鴨」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不  
用の決定を経て廃棄された。御指摘の「泳ぐ鴨」を廃棄した時点での在アトランタ総領事は久枝讓治であ  
り、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「泳ぐ鴨」の管理体制は適切であったと考える。